

## XIV. イタリア共和国

<要約>

	概要	特徴
1. 金融制度の概要	<p>○銀行等の業態分類（機関数、拠点数、根拠法）（2020年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業銀行（122、17,623、統合銀行法）</li> <li>・ 庶民銀行（248、4,204、統合銀行法）</li> <li>・ 信用協同組合銀行（22、1,519、統合銀行法）</li> <li>・ 外国銀行支店（82、135、本国法）</li> </ul> <p>また、開発金融機関の預託貸付公庫（CDP）がある。郵便局の窓口で販売される郵便貯金商品を発行しており、イタリア国民の重要な貯蓄手段となっている。</p> <p>○監督官庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総資産 300 億ユーロ以上など重要な銀行は欧州中央銀行（ECB）。それ以外の銀行については、中央銀行であるイタリア銀行が ECB から権限を委譲されて監督している。</li> </ul> <p>○預金保険制度（DGS）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協同組織金融機関（BCCs）を除く全ての銀行の預金を対象とするものと、BCCs の預金を対象とする 2 種類の預金保険機関が併存している。DGS において想定する事前積立方式をとっていない。</li> </ul>	<p>○商業銀行：ユニクレディト、インテラーザ・サンパオロが二大銀行グループとされ国内銀行総資産の半分を占める（2020年12月末）</p> <p>○庶民銀行：本来は協同組織金融機関であるが、2015年の法改正により大手行の株式会社化が決定。</p> <p>○信用協同組合銀行：協同組合金融機関で、小規模な機関が多い。2016年の政令で組織改革が義務付けられた。</p> <p>○ECB の直接監督対象となっているのは国内 11 行（2020年10月）。</p> <p>○EU 指令に則り、いずれの機関でも預金者への支払上限は 10 万ユーロ。EU の求める加盟国横断的な預金保険制度の適用を迫られている。</p>
2. 郵便貯金の概要	<p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府系郵便事業会社のポステ・イタリアーネが、バンコ・ポスタのブランド名で郵便貯金商品を販売。</li> <li>・ ポステ・イタリアーネは、経済・財政省が株式の 100% を保有する国営企業であったが、2015年10月にイタリア証券取引所に新規株式公開し、同省の保有株式の</li> </ul>	<p>○ポステ・イタリアーネが提供する金融サービスに係る資産・負債については、内部区分経理のバンコ・ポスタ RFC において分別管理される。</p> <p>○CDP の 8 割以上の株式を経済・財</p>

	<p>35%が放出された。更に、2016年10月に経済・財政省が保有株式の多くを預託貸付公庫（CDP）に譲渡したため、CDPが最大株主である。</p> <p>○顧客基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融に関するユニバーサル・サービスの提供義務はない（郵便のユニバーサル・サービス提供義務はある）。</li> <li>広域郵便局網6、支局132、郵便局12,767の広範なネットワークを全国に有する（2021年6月末）。ATM設置台数は7,957台である（2020年12月末）。</li> </ul> <p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独自商品として郵便当座預金口座を販売する以外に、CDPの郵便貯金商品（郵便貯金口座、利付郵便貯金証書）、子会社の保険商品・投資信託などを取扱う。</li> </ul> <p>○金融包摂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポステ・イタリアーネは山間地や離島等の小規模自治体でも金融インフラを維持しているほか、これらの自治体で金融教育・デジタルツールの教育を実施する回数目標を定めている。金融教育では、主に貯蓄、投資、支払い、年金、保険といったテーマが取り扱われる。</li> </ul>	<p>政省が保有するため、ポステ・イタリアーネが政府系であることは変わらない。</p> <p>○庶民銀行や信用協同組合銀行と比べると、郵便局は北西部・中部・南部でのシェアが高い。</p> <p>○直接貸付は行わない。</p> <p>○郵便当座預金口座残高は665億ユーロ。</p> <p>郵便貯金商品（郵便貯金口座、利付郵便貯金証書の残高はそれぞれ1,037億ユーロ、2,314億ユーロ（2020年12月末）。</p> <p>○2022年までに小規模自治体の学校数の65%に相当する7,530校を対象に、貯蓄の重要性について授業を行う。加えて、MEFが保険、社会保障、資産管理の問題に関する市民の知識を向上させるために推進する「金融教育月間」にも協力し、ウェビナーや講義ビデオを提供。</p>
<p>3. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<p>○フィンテック動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フィンテック企業が提供する非伝統的金融活動に対する体系的な法令はない。イタリア中央銀行や国家証券委員会など所管する省庁レベルが監督・指導。</li> <li>即時決済やオンライン手続きに対する銀行の関心は高い。デジタル世代の若い顧客層取り込みが狙い。</li> <li>資金面に加え、人的資源の制約が中小銀行のフィンテックに対する取り組みを遅らせる要因に。</li> </ul>	<p>○2019-2020年時点で345社のフィンテック企業が国内で活動。ファンディングプラットフォームを提供する企業が21%を占める。</p> <p>○体力のある大手金融グループを中心に、デジタル技術の活用が積極的に進められている。</p> <p>○約半数の銀行がフィンテック活用を計画している。大手銀行を中心にフィンテック企業との連携にも前向き。</p>

<p>○キャッシュレス化／モバイル決済の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イタリアのキャッシュレス化は欧州諸国の中でも遅れている（現金決済比率が高い）。</li> </ul> <p>○インターネット専門銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イタリアでは、13のネオバンクが活動している。イタリアのネオバンクは、国内フィンテック企業のスタートアップではなく、既存銀行が設立したものや外国のネオバンク（N26、Revolut）が主である。</li> </ul> <p>○金融包摂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府は、基本的な金融サービスへのアクセスを改善するために、1993年に統合銀行法を定め、銀行、バンコ・ポスタ、決済サービス事業者に対して、「基本口座（Conto di base）」の提供を義務化した。所得および資産が一定額を下回る個人が口座開設を認められており、預金、引き出し、支払い、デビットカード利用等のサービスを、各行が定める優遇料金で利用することができる。</li> </ul>	<p>○イタリアでは決済件数の86%が現金によるもの。</p> <p>○2020年12月8日、イタリア政府はデジタル化と透明性の高いシステムを推進するため、カード決済やモバイル決済に対して10%のキャッシュバックを付与する「Italia Cashless」プログラムのテストを開始した。プログラムは2022年6月30日までで、1人あたり年間総額300ユーロまで銀行振込によるキャッシュバックを受けることができる。</p> <p>○銀行口座等の保有状況で見ると、2011年に成人の71%しか金融機関の口座を保有しておらず、高所得国の平均（88.3%）を大きく下回っていたが、2017年には93.8%と、高所得国（93.7%）と同程度にまで改善した。</p>
--	---